

受付についてよくいただくご質問への回答

Q1：障害者職業センターは障害者手帳がないと利用できないのでしょうか？

——身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等により、就職、職場適応、復職等に支援を必要とされる方であれば、手帳の有無を問わず利用できます。

Q2：就職先のあっせんはしてもらえますか？

——障害者職業センターでは職業紹介はしていません。障害者職業センターでは、ハローワークと連携して適した求人をおすすめしたり、就職に必要な様々な支援を行います。

Q3：障害者職業センターで相談したいのですが、どのような手続きになりますか？

——相談は全て予約制となっていますので、事前に障害者職業センターまでご連絡ください。

Q4：電話相談は受けていただけないのでしょうか？

——就職に向けた相談は、それまでの職業歴、生活歴、就職を希望する背景、障害の状況等かなり込み入ったことを整理することが必要になります。電話相談では時間の制約もあるので十分な対応ができず、一般的な助言をさせていただくことが精一杯です。的確な相談を行うためにも障害者職業センターに来所いただいています。

Q5：ハローワークを通さずに利用申し込みをしても良いですか？

——直接お申し込みいただいて構いません。ただし、ハローワークでの職業相談、職業紹介などを希望されている方は、ハローワークの担当者を通じて利用申し込みしていただくことをお勧めしています。

Q6：初回利用時に持っていくもの、用意すべきことはありますか？

——初回面談では、障害の状況、これまでの職歴や生活歴、就職に向けて支援して欲しいことなどをお聞きしますので、これらのことをご説明いただけるように整理をお願いします。なお、障害者手帳や主治医の意見書（診断書）服薬されている方はお薬手帳などは、写し（コピー）を取らせていただくこともありますので、当日ご持参ください。

Q7：精神障害があり、主治医とはまだ就労についての相談をしていますが、センターで相談することができますか？

——精神障害のある方は、就職活動や就職後の職場適応において、主治医の継続的なケアが必要になります。このため、医療機関と就労支援機関が情報交換させていただき、無理がない働き方や職場に伝えた方がよいことを整理していくことが必要になります。このため、相談の過程で主治医の考えをお聞きしたり、情報交換をさせていただきますので、事前に主治医と就労についての相談をしてから障害者職業センターの利用をお考え下さい。